○中国地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　鳥取市本高字白木五二三番二から同市嶋字四反田六七番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月十四日

○中国地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　路線名　二十九号及び五十三号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取市菖蒲字御通り一二番一から同市菖蒲字鳥居畷三三番二まで	前	八〇・〇〇～三七一・〇〇（メートル）	〇・〇五五（キロメートル）
	後	八五・〇〇～三七一・〇〇（メートル）	〇・〇五五（キロメートル）

(三)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号及び五十三号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
鳥敷市本高字白木東分二六二番五から同市本高字白木東分二七二番一まで	〇・〇〇～一一三・〇〇（メートル）	〇・〇三六（キロメートル）

(四)　指定する期日　平成二十五年十二月十四日

○中国地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十九号及び五十三号　鳥取市菖蒲字御通り一二番一から同市菖蒲字鳥居畷三三番二まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月十四日

○中国地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　路線名　中国横断自動車道姫路鳥取線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取市服部字池ノ内堤谷四八五番一から同市本高字白木西分二八三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	一五・〇〇～七六・〇〇（メートル）	〇・二一五（キロメートル）
	後	六一・〇〇～二四・〇〇（メートル）	〇・二一五（キロメートル）

(三)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

中国横断自動車道姫路鳥取線　鳥取市服部字池ノ内荒神山四八四番一から同市本高字白木西分二八三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月十四日

○九州地方整備局告示第二百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二十号　垂水市牛根境字磯一一番一から同市牛根境字磯八番二まで　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月十三日

○北海道開発局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日　北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道虻田郡倶知安町字扶桑四三九番から同町字扶桑六番一まで	前	BA　一四・五〇～五〇・九〇（メートル）	〇・六二〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　一五・四〇～二〇・一〇（メートル）	〇・五四七（キロメートル）	
	後	BA　一四・五〇～五〇・九〇（メートル）	〇・六二〇（キロメートル）	
	後	BA　一五・四〇～二〇・一〇（メートル）	〇・五四七（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年十二月十四日